

入札監理小委員会における審議結果報告

「原子力規制委員会ホームページシステム 更改に係る構築及び運用・保守業務」

原子力規制庁の「原子力規制委員会ホームページシステム更改に係る構築及び運用・保守業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

原子力規制委員会のホームページシステムについて、従前は別々の事業で構築・運用・保守を行っていた、職員が活用するCMS（コンテンツマネジメントシステム）と外部公開サーバを、1つの事業で構築・運用・保守を行うこととし、さらに、現在のオンプレミスでの運用からガバメントクラウドでの運用に変更するため、初期構築・コンテンツ移行業務と、ガバメントクラウドへ移行後の運用・保守業務及びコンテンツ運用支援業務等を行うもの。

○事業期間

令和7年4月～令和12年3月31日の5年間 市場化テスト第1期

○事業の目的

原子力規制委員会のホームページの運営を効率的かつ継続的に行えるようにするとともに、過去の業務において得られた課題等に対応し、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティに配慮したホームページを設計し、より透明性が高く、利用しやすいホームページを構築・運用することを目的とする。

（2）選定の経緯

1者応札が継続しており競争性に課題が認められることから、「公共サービス改革基本方針」（令和3年7月閣議決定）において民間競争入札の対象として選定された。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○オンプレミスからクラウドでの運用変更

入札不参加事業者へのヒアリングにおいて、複数の事業者からオンプレミ

スでの引継ぎや新システムの構築を行うことが難しいとの意見があったことを踏まえ、クラウドでの構築・運用とすることとした。

○引継ぎに関する費用負担の明確化（資料 1-2 p. 8/167）

引継ぎに関する費用負担について、その範囲と負担先を明記した。

○入札参加要件の緩和（資料 1-2 p. 10, 25/167）

- ・全省庁統一資格の「役務の提供等」のD等級をもっている者も入札可能とした。
- ・従前事業においては、入札説明会に参加した者のみ入札できることとしていたが、本事業からは、入札説明会への参加は入札に当たって必須ではなく、説明会に出席していない者も入札参加可能とした。

○新規事業者の掘り出し

入札参加が期待される業者の掘り出しを行い、本事業について個別に説明を行った。

○情報開示の拡充

従前は開示していなかった「従来の実施状況等に関する情報」を新たに開示した。（資料 1-2 p. 23-25/167）

また、従前は契約後に開示していた下記資料について、入札公告段階から開示することとした。（資料 1-2 p. 15/167）

- ・プロジェクト計画書
- ・プロジェクト管理要領
- ・CMS 機能要件書
- ・原子力規制委員会ホームページの運用体制及びシステム概要

○事業要件の緩和

- ・成果物の納入について紙媒体での納入を必須としないこととした。（資料 1-2 p. 42-43/167）
- ・従前事業においては、受注者が実施機関からの問合せを受けた際の、質問者への一次回答を行うまでの時間がサービス提供時間※の範囲で4時間以内であることを求めていたが、本事業からは求めないこととした。
※サービス提供時間：土日祝日及び年末年始を除く平日 9:30～18:15

○必要な資格・認証の明確化（資料 1-2 p. 11, 53-54/167）

○事業要件の明確化

下記についてより明確となるよう詳細に記載した。

- ・セキュリティに関する要件（資料 1-2 p. 88-90/167）
- ・運用設計に関する要件（資料 1-2 p. 105/167）

また、「非機能要件一覧」を作成した。（資料 1-2 p. 122-167/167）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

実施要項案 84/167 ページの「4-7 上位互換性に関する要件」において、「クラウドサービスの動作環境等が限定されている場合には、～明示すること」「特定の web ブラウザに依存する機能が判明している場合は～」などの記載があるが、ガバメントクラウドを利用するよう指定するのは原子力規制庁では

ないか。ガバメントクラウド利用にあたっての詳細をデジタル庁に確認して明示するとともに、責任のありかを明確にしたうえで、入札を実施すべきである。

【対応 1】

ガバメントクラウド（AWS）の利用を想定しており、要件定義書「4-2 システム方式に関する事項」においても、（１）にガバメントクラウドにて構築する旨を、（２）に CSP（Cloud Service Provider）として AWS を利用することを想定したシステム構成図をそれぞれ明記している。（資料 1-2 p. 79-80/167）

そのうえで、ご指摘の「4-7 上位互換性に関する要件」の「クラウドサービスの動作環境等が限定されている場合には～」については、記載することで任意のクラウドサービスを選択できるような記載となっており、実施機関の意図とは異なることから、当該記述を要件定義書から削除した。（資料 1-2 p. 84/167）

なお、同「4-7 上位互換性に関する要件」の「特定の web ブラウザに依存する機能が判明している場合は～」については、ガバメントクラウドを利用する場合であってもそれを基盤として構築するソフトウェアによっては、特定の Web ブラウザに依存する場合も考えられるため、そのまま残す方針としている。

【論点 2】

AWS を使用することを明記しているのは、要件定義書 4-2（２）の図 2 にあるのみかと思うが、AWS が前提であるならば、要件定義書 4-2（１）に AWS が必須である旨を追記したほうがよい。図中の AWS では、必須なのか例示なのかが不明確である。

【対応 2】

4-2（１）の記載を AWS が前提であると分かるように修正した。（資料 1-2 p. 80/167）

【論点 3】

実施要項案 3/167 ページに公開情報管理システム（N-ADRES）との連携とあるが、N-ADRES がどういうシステムなのか、どういう連携をこの事業で行う予定なのかが不明瞭なので、具体的に記載すべき。もし、N-ADRES 側の仕様が固まっていなければ、その点についても記載を見直すべき。

また、N-ADRES との連携要件は、業者が決めるべきものではなく原子力規制委員会が決めるべきものであると思うので、表現を修正すべき。（資料 1-2 p. 75/167）

【対応 3】

要件定義書「1-4 用語集」に N-ADRES に関する説明（システムの概要及び更改時のページや資料の移行）を追記した。（資料 1-2 p. 70/167）

また、要件定義書「3-4 外部インターフェースに関する事項」に N-ADRES との連携の具体的な説明を追加するとともに、連携要件は原子力規制委員会が確定することが分かるよう記載を見直した。（資料 1-2 p. 75/167）

【論点 4】

事業者とのコミュニケーションの機会をどれだけ取れるかというのは、非常に大事かと思うが、現状の入札期間では足りないのではないか。コミュニケーションの方法とタイミングは、どういうふうに工夫しているのか。また、パブリックコメントは行わないのか。

【対応 4】

公告期間は、従来は5週間程度としていたものを6週から7週に広げることを予定している。

また、事前の声かけを積極的に行っており、その際、御質問に答えることも行っていく。パブリックコメントは本年秋に実施。

【論点 5】

実施要項案にもう少し具体的に原子力規制委員会の HP の特徴やアクセス数など、詳細を示したほうがいいのではないか。入札事業者に対しより分かりやすく情報提供すべき。

【対応 5】

調達仕様書「1-3 目的及び期待する効果」に掲載情報の概要や閲覧者数等を追記した。また、要件定義書「2-2 規模に関する事項」に過去の閲覧数等を追記した。（資料 1-2 p. 32, 72-73/167）

【論点 6】

現行の HP において、どのような問題点があり一番改善したいことが何かをより分かりやすく記載すべき。実施要項上は「必要な情報を見つけにくい等」とあるが、事業者にとっては分かりにくいため、どういう HP を作ることを求めているのかを示した方がいい。

【対応 6】

現行 HP の課題がより明確となるよう、実施要項 2-1「業務の経緯」及び仕様書 1-2 に追記した。（資料 1-2 p. 3-4, 32/167）

4. 意見招請の対応について

令和6年10月1日から10月21日まで意見招請を実施した結果、10者から計94件の意見が寄せられ、要件がより明確となるような追記・修正等を45件行った。

－以上－